E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.032
G_{20} ＝ 0.032
G_{21} ＝ 0.032
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.025
G_{25} ＝ 0.025
G_{26} ＝ 0.003
G_{27} ＝ 0.002
G_{28} ＝ 0.0012

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.032

E_{23} ＝ 0.016
E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.002
E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.033
G_{19} ＝ 0.032
G_{20} ＝ 0.032
G_{21} ＝ 0.033
G_{22} ＝ 0.033
G_{23} ＝ 0.026
G_{24} ＝ 0.025
G_{25} ＝ 0.004
G_{26} ＝ 0.003
G_{27} ＝ 0.002

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.033
I_{19} ＝ 0.032